

# 一 非常勤職員募集(障害者雇用)のお知らせ一

すべての人との共生社会実現を目的に、現在、神戸税関では非常勤職員(障害者雇用)を募集しています。

仕事内容・勤務条件等は以下の通りです。

## 1. 勤務地

神戸税関 本関(神戸市中央区新港町12-1)

### (庁舎の設備状況)

- ・エレベーター:有
- ・出入口段差:無
- ・階段手すり:有
- ・トイレ:車椅子用有、洋式有
- ・点字表示:有
- ・車椅子移動:可(一部不可)

## 2. 仕事内容等

### (1) 仕事内容

- ① 一般行政事務の補助(出勤簿・休暇簿の整理、郵便物の受取・発送業務など)
- ② パソコン(エクセル・ワード等)を用いた簡易な入力作業等

### (2) 応募資格

#### ① 次に掲げる手帳等の交付を受けている者

##### イ i 身体障害者手帳

ii 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書

iii 産業医又は人事院規則10-4第9条等に規定する健康管理医による上記 ii に準じる診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものを除く。)

ロ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

##### ハ 精神障害者保健福祉手帳

#### ② 次に該当する方は応募できませんのでご了承ください。

イ 日本の国籍を有しない者

ロ 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

i 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

ii 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

iii 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ハ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

(3) 募集人数

1名

3. 勤務条件・給与等

(1) 勤務時間

午前8:30～午後5:00のうち、5時間半程度(※)

(2) 勤務期間

令和8年5月1日(※)～令和8年10月31日

(3) 休日

完全週休2日制(土曜日、日曜日)、国民の祝日、年末年始

(4) 給与

時間給 1,283円～1,632円程度(これまでの勤務経験等を考慮し決定)

(5) 交通費

通勤手当の支給あり(月額上限150,000円)

(※) 勤務時間、勤務開始日及び勤務日については、ご相談の上、決定します。

4. 応募方法

下記連絡先へ電話もしくはメール連絡後、以下の書類を郵送又は電子メールにより、提出してください。なお、応募者が予定人数に達し次第、募集は打ち切ります。

**【応募書類は4月10日(金)までに必着】**

○ 履歴書(顔写真貼付)、職務経歴書

※業務遂行上の配慮等の確認のため、障害の状況や配慮事項等を可能な範囲で応募書類にご記入ください。

※支援機関を利用している方は、支援機関の名称・支援者の分かる内容を応募書類にご記入ください。

※障害の事情等により履歴書の提出が困難な場合は、事前にご連絡願います。

5. 選考方法等

書類選考(履歴書、職務経歴書)、面接により選考を行います。

**【面接について】**

書類選考のうえ、書類選考を通過された方にのみ面接日をお知らせします。

面接の日程は、4月中旬頃を予定しております。

※採用面接に当たって何らかの配慮(就労支援機関の職員や特別支援学校の教職員等の同席、筆談又は手話通訳、文字通訳などによる面接、付添人の控室の用意など)を希望される方は申し出てください。

**【連絡先】神戸税関総務部人事課人事第3係**

〒650-0041 神戸市中央区新港町 12-1

電話番号 078-333-3050

メールアドレス: [kobe-jinji@customs.go.jp](mailto:kobe-jinji@customs.go.jp)